



- I. 米国独禁法の域外適用の最新動向
- II. 国際犯罪組織の資産凍結に関する米国大統領令
- III. インサイダー取引規制における内閣府令等の改正  
—知る前契約・計画の包括適用除外の創設等

2015年  
7月号

## I. 米国独禁法の域外適用の最新動向

執筆者: 藤井康次郎

米国独禁法のいわゆる域外適用の範囲は、日本企業にとって大きな関心事であり続けています。米国独禁法の定める刑事制裁は厳しく、最近では日本企業の日本人従業員が米国において実刑を宣告され、また、日本企業に対して巨額の罰金が課されるケースが相次いでいます。さらに、米国においては、団体訴訟制度であるクラスアクションが頻繁に活用されており、米国独禁法の定める三倍賠償制度のため、民事損害賠償も巨額になりがちです。

そのような中、注目すべき判決が米国の第 7 巡回区控訴裁判所から昨年 11 月に出されています。事件の概要は、米モトローラ社が、同社及び米国外に所在する同社の製造子会社が携帯電話の部品として購入した LCD パネルについて、日本、韓国、台湾所在の LCD パネルメーカーらが米国外において実施したカルテルにより価格が引き上げられたとして、米国独禁法に基づく損害賠償を請求したというものです。これに対して、米国の第 7 巡回区控訴裁判所は、米国外にある米モトローラ社の子会社が米国外で購入し、米国外の製造拠点で最終製品に組み込まれた部品に係る損害については、たとえ当該部品が組み込まれた最終製品が米国内で販売されたとしても、米モトローラ社には請求適格がなく、米国独禁法に基づく民事損害賠償の対象とはならないと判断しました。その根拠はさまざまですが、米国外の子会社の損害については、本来その外国の法令に基づいて損害賠償請求を行わなければならないものであり、仮に当該外国における独禁法のエンフォースメントが不十分であって米国外子会社が十分な損害賠償を得られなかったとしても、それは米モトローラ社が米国外に子会社を設立し、外国において部品を購入し最終製品を製造するという選択をした結果にすぎないと断じているところが印象的です。これにより米モトローラ社の損害賠償請求のうち実に 99%が認められないこととなりました。なお、この判決については米モトローラ社が不服として上告を試みましたが、近時、米国最高裁判所がこれを許可しないことを決定しました。

ただし、上記の判決は、このような請求適格による制約は民事訴訟との関係でのみあてはまるものであり、米国司法省による刑事処分や差止めを阻むものではないとしています。そのため、カルテルの対象となった部品が米国外で最終製品へと加工され、当該最終製品が米国で販売された場合には、依然として米国司法省による制裁の対象となる可能性がある点には注意が必要で

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

す。この点については、日本の経済産業省も、独禁法の過度な域外適用は各国政府が自国における商取引を自ら規制する権限に干渉するものであること、民事訴訟の原告は米国政府とは異なる法的地位にあるのであり、民事訴訟における域外適用につき謙抑的立場を採ることは米国競争当局による規制を妨げるものではないとする意見書を法廷に提出していました。日本の公正取引委員会も外国での行為について日本の独禁法を適用して課徴金を課す事案が出てきていることを意識したものと思われます。



ふじい こうじろう  
藤井 康次郎

西村あさひ法律事務所 弁護士  
k.fujii@jurists.co.jp

主たる業務分野は独占禁止法、危機管理業務、通商法。ワシントン D.C. のクリアリー・ゴットリーブ・スティーンアンド ハミルトン法律事務所勤務（2011-2012 年）。経済産業省通商機構部参事官補佐（2012-2014 年）。

## II. 国際犯罪組織の資産凍結に関する米国大統領令 執筆者: 仁平隆文

2011 年 7 月、米国のオバマ大統領は、国際組織犯罪に対する戦略(Strategy to Combat Transnational Organized Crime)を公表するとともに、国際犯罪組織(Transnational Criminal Organizations、TCO)の資産凍結に関する大統領令(Executive Order 13581)を発令しました。大統領令の別紙では、ロシアのブラザーズ・サークル(THE BROTHERS' CIRCLE)、イタリアのカモッラ(CAMORRA)及びメキシコのロス・セタス(LOS ZETAS)と並んで日本のヤクザ(暴力団、極道)(YAKUZA (a.k.a. BORYOKUDAN; a.k.a. GOKUDO))が資産凍結の対象者として挙げられています。また、2012 年 1 月には、米国財務省外国資産管理局(Office of Foreign Asset Control、OFAC)によって大統領令に基づく施行規則(Transnational Criminal Organizations Sanctions Regulations)が制定されました。

資産凍結の対象者は、随時更新される OFAC の SDN リスト(Specially Designated Nationals and blocked Persons List、SDN List)に列挙されており、日本に関しては、2012 年 2 月に山口組並びに同組の組長及び若頭(弘道会会長)、2012 年 9 月に住吉会並びに同会の会長及び総裁、2013 年 1 月に稲川会並びに同会の会長及び理事長、2013 年 12 月に山口組の幹部 4 名、2014 年 7 月に工藤会並びに同会の総裁及び会長、2015 年 4 月に弘道会及び同会の会長がそれぞれ追加されています。また、合計して 50%以上の持分をかかるとして直接又は間接に保有されている団体についても規制の対象とされています。

規制対象となる資産は、①米国に存在する資産、②米国籍を有する者、永住外国人、米国法に基づいて組織された団体(海外支店を含む)又は米国に所在する自然人若しくは団体が保有する資産で、規制対象者が保有するかかる資産については、移転、支払、輸出、払戻し等が禁止されています。また、規制対象者に対して資金、物資又はサービスを提供すること、規制対象者から資金、物資又はサービスを受領することも禁止されています。

かかる規制に違反した場合、行政罰として 250,000 ドル又は規制対象となった取引額の 2 倍のいずれか大きい額以下の民事制裁金、刑事罰として 1,000,000 ドル以下の罰金若しくは 20 年以下の自由刑又はその双方が課せられる可能性があります。

規制対象となる資産の範囲は上記の通りですので、米国と無関係な日本企業が日本国内において規制対象者と取引を行っただけであれば原則として大統領令への抵触は問題となりませんが、米国企業が日本国内において規制対象者と取引を行う場合や、日本企業の米国子会社が規制対象者と取引を行う場合は大統領令が適用されることになります。また、取引当事者が米国と関係がない場合であっても、ドル建て決済取引等を米国の金融システムを通じて行う場合は、大統領令が適用される可能性が生じます。

当局から公表されたものではありませんが、米国の情報公開法に基づいて入手した資料に基づくとされる 2013 年 11 月の報道によれば、米国企業であるアメリカン・エクスプレス・インターナショナルの日本支店が発行した弘道会会長名義のアメックスカードが解約されるとともに、同人名義の 2 件の保険契約が富士火災海上保険(日本企業ですが、米国企業である AIG を親会社に持ちます)によって解約され、1,139 ドルの保険料が凍結され、同人名義のジェン・プローブの株式 11,276 ドル相当も凍結されたとのことです。また、同報道によれば、稲川会理事長名義のアメックスカードも解約され、同カードによる支払額 41,702 ドルを含む 42,575 ドルが凍結されたとのことです。

大統領令の対象とされている TCO のうち、日本の暴力団及びその関係者については、「企業が反社会的勢力による被害を防

止するための指針」や各都道府県の暴力団排除条例に照らしても関係を遮断する必要がありますが、何らかの形で米国と接点を持つ取引については、規制の範囲が広範で違反した場合の制裁も重大な大統領令に基づく規制についても考慮することが望ましいと考えられます。



にへい たかふみ  
仁平 隆文

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t.nihei@jurists.co.jp](mailto:t.nihei@jurists.co.jp)

2003 年弁護士登録。2010-2011 年、ニューヨークのヒューズ・ハバード・アンド・リード法律事務所。国内及び海外各国における企業不祥事に関する事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、コンプライアンス案件を中心とする企業法務一般を手掛ける。

### Ⅲ. インサイダー取引規制における内閣府令等の改正

#### —知る前契約・計画の包括適用除外の創設等

執筆者：木目田裕

- (1) 金融庁は、平成 27 年 6 月 18 日付けで、「知る前契約・計画」及び「対抗買い」に係るインサイダー取引規制の見直しのための「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引規制府令」と言います)及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」(以下「金商法等ガイドライン」と言います)の改正案について、パブコメを開始しております(<http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150618-1.html>)。

パブコメの期限は、平成 27 年 7 月 21 日(火)12 時 00 分とされています。

今回の改正は、金融審議会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループの平成 24 年 12 月 25 日付け報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」(以下「WG 報告書」と言います)に基づく改正です([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20121225-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1/01.pdf))。

この WG 報告書に基づいて、金融商品取引法の平成 25 年改正等により、既に情報伝達・取引推奨規制の導入などが行われておりますが、今回の取引規制府令等の改正は、WG 報告書の積み残し課題に対応するものです。

今回の改正(特に、「知る前契約・計画」に係る改正)により、実務上、インサイダー取引規制のために制約が大きかった取引行為(例えば、役職員持株会等の設計の自由化、役員就任に際しての自社株買い増し、ストックオプション行使で取得した自社株の売却、持合い株式の処分など)がより容易になると予想されます。その意味で、今回の改正の実務上の意義は非常に大きいと考えられます。

- (2) 具体的には、WG 報告書 10 頁以下は、「知る前契約・計画」に係る適用除外について、次のとおり述べています。

「金商法は、上場会社に係る未公表の重要事実を知った者が行う売買等であっても、重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかな場合には、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうことはないため、いわゆる「知る前契約」「知る前計画」(金商法 166 条 6 項 8 号、167 条 5 項 8 号)【筆者注：現行法 166 条 6 項 12 号、167 条 5 項 14 号】として、内閣府令の個別列挙に該当するものであれば、インサイダー取引規制を適用除外している。これまで適用除外範囲の明確性の確保等の観点から、適用除外となる類型を個別に定めてきたが、当該類型に当てはまらない取引であれば適用除外されないため、例えば、上場会社以外の者の間での「知る前契約」に基づく売買等が適用除外されないなど、実務上の支障が生じている。」

「取引の円滑を確保する観点から、次の視点に基づいた基本的考え方を明確化し、より包括的な適用除外の規定を設けるとともに、必要に応じガイドライン等により法令の解釈を事前に示していくことが適当である。

- ・ 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画であること
- ・ 当該契約・計画の中で、それに従った売買等の具体的な内容が定められているなど、裁量的に売買等が行われるものでないこと
- ・ 当該契約・計画に従った売買等であること

上述の見直しを行うに当たっては、事後的に契約や計画が捏造されるリスクに配慮する必要がある。この点については、

反復継続して取引を行うことを内容とする「契約」や「計画」であれば、事後的に捏造されるおそれは典型的に低く、また、単発の取引を行うことを内容とする「契約」や「計画」であっても、未公表の重要事実を知る前に締結・決定したことが明確であるような措置(例えば証券会社等による確認を得るなど)がとられるならば、「契約」や「計画」が捏造されるおそれは低いところであり、これらの観点を踏まえ、適切な制度整備が図られることが必要である。」

- (3) また、WG 報告書 10 頁は、公開買付け等事実の情報受領者に係る適用除外の創設(金融商品取引法の平成 25 年改正等により措置済み)に関連して、対抗買いに係る適用除外について、次のとおり述べています。

「現行の対抗買いに係る適用除外規定(金商法 166 条 6 項 4 号、167 条 5 項 5 号)についても、実務面で利用し難いとの指摘があることを踏まえ、解釈の明確化等を図っていくことが適当である。」

- (4) 上記(2)(3)で述べた WG 報告書に基づいて、今般、「知る前契約・計画」及び「対抗買」に係る適用除外について、取引規制府令等の改正が行われることになりました。

具体的な改正内容は、次のとおりです。

まず、「知る前契約・計画」ですが、取引規制府令 59 条 1 項 14 号、63 条 1 項 14 号として、包括的な適用除外規定が設けられております。

インサイダー取引の適用除外が認められるための要件としては、

- ① 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された書面としての契約・計画の存在
  - ② 裁量性の排除のため、売買等の具体的な内容が、あらかじめ特定されている、又は定められた計算式等で機械的に決定されること
  - ③ 契約・計画に従って売買等が執行されること
- が挙げられております。

要件①に関しては、WG 報告書でも指摘されているような「知る前契約・計画」の事後的な捏造を防止する観点から、インサイダー情報を知る前に、

- (1) 当該契約・計画に確定日付が付されたこと
- (2) 当該契約・計画が、法 166 条 4 項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供されたこと(例えば、適時開示など)
- (3) 当該契約・計画の写しが、金融商品取引業者に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと(当該金融商品取引業者が当該契約の相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く)

のいずれかの措置を講じることが必要とされています。

また、要件②に関しては、裁量性を排除する観点から、「知る前契約・計画」において、「売買等の別、銘柄、数、価格及び期日(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)」が特定されているか、あるいは、計算式等で機械的に決定されるように定められていることが必要とされています。

立法当局や規制当局の立場に立って考えるに、いずれも妥当な規制であり、実務上は包括適用除外の活用が大いに期待できると考えられます。

もともと、制度論としては、引き続き、次の課題が残っていると考えられます。

第一に、「知る前契約・計画」について書面だけでなく、電磁的記録も許容する必要があると考えられます。

第二に、「知る前契約・計画」の公表の要件について、そもそも論として、法 166 条 4 項に定める公表の解釈を明確化する必要があります。経済産業省審議官の案件でも争点になっている点ですが、WG 報告書 12 頁も「上場会社に係る重要事実についてスクープ報道がなされた場合、当該上場会社において、当該報道に関する事実についてより踏み込んだ情報開示が行われるよう検討することが求められる。なお、そうした検討を踏まえながら、一定の要件を満たす情報開示については、インサイダー取引規制が解除される重要事実の「公表」措置(金商法 166 条 4 項)に該当するのではないかという点についても検討することが適当である。」として、公表概念を検討課題としています。WG 報告書での指摘の前半部分については、取引所において、不明確な情報等に関する注意喚起制度が設けられていますが、こうした制度の運用状況なども踏まえ、公表概念について更に踏み込んだ検討が必要と考えられます。

第三に、WG 報告書が「反復継続して取引を行うことを内容とする「契約」や「計画」であれば、事後的に捏造されるおそれ  
は典型的に低く」と述べている点への対処が必ずしも十分でないのではないか、と思われる点です。この点、今回の適用除  
外で継続的な契約もカバーされている面があるとは思いますが、そうは言っても、例えば、基本契約があって、その後の個  
別取引ごとにコンファメーションを発行するような取引類型の場合、基本契約に確定日付をつけたり、公表や証券会社への  
提出をするだけで足りるのか、それとも個別のコンファメーションについても、そうした措置が必要なかどうか等、不明確な  
点が残っていると考えられます。

また、実務上の個別的な対応の問題ですが、いかなる契約・計画内容であれば、「売買等の別、銘柄、数、価格及び期日  
(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)が特定されている、あるいは、計算式等で機械的に決定される」と言  
えるのか、個別具体的な検討が必要になると思われます。この点は、これまで実務上で積み重ねられてきた自社株買付の  
ための信託や投資一任、持合い解消を目的とする株式売却のための信託や投資一任などでの検討結果を踏まえて、考え  
ていく必要があると思われます。

いずれの要件についても当てはまりますが、(当たり前のことではあるものの、やはり)個々のケースにおける事実認定的  
視点が、「知る前契約・計画」の包括適用除外に該当するかどうかを検討する上では重要であると思われます。

- (5) 「対抗買い」の適用除外については、金商法等ガイドライン第 1 章 166-1、166-2、167-1 において、金商法 166 条 6 項 4  
号、167 条 5 項 5 号の規定の解釈の明確化が図られています。具体的には、「対抗買い」に係るインサイダー取引規制の適  
用除外規定について、被買付企業の取締役会が決定した「対抗買い」の要請が、次の①及び②の要件を満たす場合には、  
「対抗買い」として適用除外の対象となるとされています。

- ① 公開買付け等があることについての合理的な根拠に基づくものであること
- ② 当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものであること

確かに、実務上、何をもち「公開買付け等」があると言えるのか、結果的・事後的に法令上の「公開買付け等」の概念に  
該当するものがなかったとされた場合にどうなるのか、といった問題がありました。刑事罰であれば適用除外事由の不存在  
を故意の構成要素と捉えることで実質的問題がありませんでしたが、課徴金制度では、故意を成立要件としないために、実  
質的にも問題となっていました。

もちろん、「合理的な根拠」等はやはり事実認定の問題であり、個々の事案ごとに検討する必要がありますが、この改正に  
より、従前よりも「対抗買い」の適用除外が使いやすくなることも事実だと思えます。

- (6) 以上の改正は、いずれもまだパブコメ中であり、今後、金融庁のパブコメ回答や成案を注視していく必要があります。

WG 報告書でも「必要に応じガイドライン等により法令の解釈を事前に示す」とされているように、「知る前契約・計画」及び  
「対抗買い」に関しては、今後、取引規制府令等の改正後も依然として残る実務上の疑義があれば、インサイダー取引に関  
する Q&A やガイドライン等で、解釈の明確化を図っていくべきであると考えます。



きめだ ひろし  
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役  
職員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイス  
している。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争  
訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局  
による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件で  
は、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするともに、対応策の一環として再発  
防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけていま  
す。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。